

公正取引委員会が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成 20 年度実績評価書」（平成 20 年 8 月 20 日付け公官総第 398 号による送付分）における実績評価方式による 5 件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

3 審査の結果

「平成 20 年度実績評価書」における実績評価方式による 5 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
1	企業結合の審査	企業結合に対して迅速（第1次審査については30日以内、第2次審査については90日以内）かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	8	合併、分割及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式会社所有報告書の提出件数	-	-
				届出書受理後の法定手続に基づく審査状況	原則として30日以内	
				事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数（第1次審査）	30日以内	
				事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数（第2次審査）	90日以内	
				産業再生関連事案における処理に要した日数ごとの件数	30日以内（迅速審査類型に該当する場合は原則として15日以内）	
				専門的知識を有する職員の活用	-	-
				海外の競争当局との連携	-	-
				公表事例の頁数別の件数	-	-
2	独占禁止法違反行為に対する措置	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（小売業にかかる不当廉売事件について2か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	9	事件処理件数（申告、事件処理、対象事業者等の数）	-	-
				事件処理の違反行為類型別内訳	-	-
				法的措置の違反行為類型別内訳	-	-
				小売業に係る不当廉売事件の処理件数（申告、注意）	-	-
				課徴金納付命令（総額、件数）	-	-
				刑事告発（件数、対象事業者数）	-	-
				事件処理期間	小売業に係る不当廉売事案処理については、原則2か月以内	
				申告件数に対する事件処理比率	-	-
事件処理に投入された人員・時間の平均値	-	-				
3	下請法違反行為に対する措置	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ迅速（処理期間6か月以内を目途）に対処し、これらを排除することにより、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護する。	4	新規着手件数及び処理件数	-	-
				下請法違反行為類型別件数	-	-
				下請代金の減額分返還、支払遅延利息支払に係る処理件数	-	-
				下請法違反事件処理に要した日数	処理期間6か月以内を目途	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
4	役務委託等の下請取引分野における発注書面交付率の向上	平成16年4月の改正下請法の施行により、新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引においては、従来から同法の対象となっている製造委託及び修理委託の分野に比べて発注書面交付率が低いことから、この発注書面交付率を平成17年度から同19年度までの3年間で、発注書面交付率（下請取引において発注書面を交付していると考えられる親事業者の比率）を95%まで引き上げる。	1	発注書面交付率	情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引における発注書面交付率95%	
5	景品表示法違反行為に対する措置	景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速（半数以上の案件について、6か月を目標）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。	7	新規発生及び処理件数	-	-
				景品表示法違反行為類型別内訳	-	-
				不当表示事件の内訳	-	-
				景品事件の内訳	-	-
				事件処理日数	半数以上の案件について、6か月を目標	
				排除命令に係る日刊新聞報道量	-	-
				事業者団体等に対する要望	-	-
合計	5 政策	= 5			= 8	

(注) 1 公正取引委員会の「平成20年度実績評価書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	公正取引委員会の評価書に記載された評価対象政策ごとに順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象施策」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「施策の目標（目標達成時期）」欄に記載されている達成目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	<p>「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。</p> <p>なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、公正取引委員会に確認の上、記入した。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。